

第1.19-4表 警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2)

連絡基準(警戒事態に該当する事象)	
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ(3、4号機)(AL11)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
2. 原子炉冷却材の漏えい(3、4号機)(AL21)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(3、4号機)(AL24)	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
4. 全交流動力電源喪失のおそれ(3、4号機)(AL25)	すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (注)新規制基準審査に係る使用前検査に合格した原子炉施設に適用する。
5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(3、4号機)(AL29)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3、4号機)(AL30)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機)(AL31)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(3、4号機)(AL42)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉系却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(3、4号機)(AL51)	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

第1.19-4表 警戒事態に該当する事象の連絡基準(2/2)

連絡基準(警戒事態に該当する事象)	
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失(3、4号機)(AL52)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部機能が喪失すること。
11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(3、4号機)(AL53)	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
12. 外的事象(自然災害)の発生	
(1)大地震の発生	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 (注)事業者からの連絡は不要。
(2)大津波警報の発表	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 (注)事業者からの連絡は不要。
(3)外的事象の発生(自然災害)	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 (注)1、2号機は対象外。
13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 (注)事業者からの連絡は不要。
14. その他原子炉施設の重要な故障等	原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 (注)事業者からの連絡は不要。

第1.19-5表 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準(1/5)

通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01)</p> <p>【政令第4条第4項第1号】</p> <p>(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>但し、落雷のときに検出された場合、又はすべての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのすべてのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>(2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出したときは、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったこと。</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02)</p> <p>【政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03)</p> <p>【政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。</p>

第1.19-5表 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準(2/5)

通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)	
4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出(SE04)	<p>【政令第4条第4項第3号イ】</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>
5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SE05)	<p>【政令第4条第4項第3号ロ】</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>
6. 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ(SE06)	<p>【通報事象等規則第7条第2号】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(3、4号機)(SE21)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(1)】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(3、4号機)(SE24)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(2)】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。</p>

第1.19-5表 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準(3/5)

通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)	
9. 全交流動力電源の30分間以上喪失(3、4号機)(SE25) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(3)】	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
10. 直流電源の部分喪失(3、4号機)(SE27) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(4)】	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(3、4号機)(SE29) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(5)】	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3、4号機)(SE30) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(6)】	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)(SE31) 【通報事象等規則第7条第1号の表への項(1)】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。
14. 格納容器健全性喪失のおそれ(3、4号機)(SE41) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(10)】	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
15. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(3、4号機)(SE42) 【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(12)】	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において、原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

第1.19-5表 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準(4/5)

通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)	
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(3、4号機)(SE43)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(11)】</p> <p>炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>
17. 原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失(3、4号機)(SE51)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
18. 所内外通信連絡機能のすべての喪失(3、4号機)(SE52)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失すること。</p>
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(3、4号機)(SE53)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(9)】</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>
20. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生(SE55)	<p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(13)】(3、4号機)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表への項(2)】(2号機)</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表又】(1号機)</p> <p>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

第1.19-5表 原災法第10条第1項に該当する事象の通報基準(5/5)

通報基準(施設敷地緊急事態に該当する事象)
<p>21. 事業所外運搬での放射線量の上昇(XSE61)</p> <p>【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>
<p>22. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)</p> <p>【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>

- ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
- ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
- ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。

第1.19-6表 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準
(1/4)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01)</p> <p>【政令第6条第3項第1号】</p> <p>(1)若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>但し、落雷のときに検出された場合、又はすべての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのすべてのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>(2)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1μSv/h以上を検出したときは、1μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が10分間以上継続して5μSv/h以上となったこと。</p> <p>(3)所在都道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。</p> <p>但し、落雷のときに検出された場合は除く。</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)</p> <p>【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03)</p> <p>【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。</p>

第1.19-6表 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準
(2/4)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	
4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出(GE04)	<p>【政令第6条第3項第2号】</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>
5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出(GE05)	<p>【政令第6条第4項第2号】</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>
6. 施設内(原子炉外)での臨界事故(GE06)	<p>【政令第6条第4項第3号】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>
7. 原子炉停止の失敗又は停止確認不能(3、4号機)(GE11)	<p>【通報事象等規則第14条の表口の項(1)】</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(3、4号機)(GE21)	<p>【通報事象等規則第14条の表口の項(2)】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能(3、4号機)(GE24)	<p>【通報事象等規則第14条の表口の項(3)】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>

第1.19-6表 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準
(3/4)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	
10. 全交流動力電源の1時間以上喪失(3、4号機)(GE25) 【通報事象等規則第14条の表口の項(5)】	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
11. 全直流電源の5分間以上喪失(3、4号機)(GE27) 【通報事象等規則第14条の表口の項(6)】	すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
12. 炉心損傷の検出(3、4号機)(GE28) 【通報事象等規則第14条の表口の項(7)】	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(3、4号機)(GE29) 【通報事象等規則第14条の表口の項(8)】	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(3、4号機)(GE30) 【通報事象等規則第14条の表口の項(9)】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(2号機)(GE31) 【通報事象等規則第14条の表への項(1)】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
16. 格納容器圧力の異常上昇(3、4号機)(GE41) 【通報事象等規則第14条の表口の項(4)】	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

第1.19-6表 原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準
(4/4)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	
17. 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(3、4号機) (GE42) 【通報事象等規則第14条の表ロの項(11)】	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失(3、4号機) (GE51) 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失すること。
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】(3、4号機) 【通報事象等規則第14条の表への項(2)】(2号機)	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>【通報事象等規則第14条の表ヌ】(1号機)</p> <p>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
20. 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 (XGE61) 【政令第6条第3項第3号】	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>
21. 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (XGE62) 【政令第6条第4項第4号 外運搬通報命令第4条】	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>

第1.19-7表 原子力防災管理者の代行順位

順位	玄海1、2号機	玄海3、4号機
1	第一所長	第二所長
2	次長(技術)[1・2号]	次長(技術)[3・4号]
3	原子力訓練センター所長	次長(保全計画担当)[3・4号]
4	次長(防災担当)	原子力訓練センター所長
5	次長(新検査制度担当)	次長(防災担当)
6	次長(土木建築担当)	次長(新検査制度担当)
7	次長(環境広報担当)	次長(土木建築担当)
8	次長(事務)	次長(環境広報担当)
9	安全品質保証第一統括室長	次長(事務)
10	安全品質保証第一統括室副室長	安全品質保証第二統括室長
11	—	安全品質保証第二統括室副室長

- ・発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。
- ・地震など共回事象が発生した場合の代行者は、上記各順位において、玄海3、4号機→玄海1、2号機の順で対応する。

第1.19-8表 原子力防災資機材(1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	アノラック	350組	1、2号保健物理室 今村寮 モニタリングカー 原子力訓練センター 3、4号中央制御室	年1回
		タイベック	350組		
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	セルフエアセット	84個	1、2号保健物理室 3、4号サービスビル 3、4号中央制御室	年1回
	フィルター付き防護マスク	全面マスク	350個	1、2号保健物理室 今村寮 モニタリングカー 原子力訓練センター 3、4号中央制御室	年1回
半面マスク		350個			
通信機器 非常用	緊急時電話回線	緊急時電話回線	1回線	代替緊急時対策所 個人配布	年1回
	ファクシミリ	ファクシミリ	1台		
	携帯電話等	携帯電話等	7台		
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	3号排気筒ガスモニタ	1台	3号原子炉補助建屋	定検毎
		4号排気筒ガスモニタ	1台	4号原子炉周辺建屋	
		試料放射能測定装置	2台	1、2号放射能測定室 3、4号放射能測定室	年1回
	ガンマ線測定用サーベイメータ	γ測定電離箱サーベイメータ	4台	1、2号保健物理室 今村寮	年1回
		γ測定ポケットサーベイメータ(貸与分)	10台	特別会議室	年1回
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定サーベイメータ	2台	1、2号保健物理室	年1回
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計	150個	環境放射能測定室	年1回
		蛍光ガラス線量計(貸与分)	100個	特別会議室	年1回
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α表面汚染測定シンチレーションサーベイメータ	1台	今村寮	年1回
		β表面汚染測定GMサーベイメータ	1台		
	可搬式ダスト測定関連機器	可搬式ダストサンプラ	3台	モニタリングカー	年1回
		可搬式ダストサンプラ(貸与分)	10台	特別会議室	年1回
		可搬式ダスト測定器	1台	モニタリングカー	年1回
		ダスト・ヨウ素サンプラ	1台		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	可搬式ヨウ素サンプラ	2台*	モニタリングカー	年1回
		可搬式ヨウ素測定器	1台		
	個人用外部被ばく線量測定器	警報付ポケット線量計	200台	今村寮	年1回
ガラスバッジ(貸与分)		50台	特別会議室	3か月1回(交換)	

※「可搬式ダスト測定関連機器」のうち、「ダスト・ヨウ素サンプラ」に計上している共用サンプラ1台を含む。

第1.19-8表 原子力防災資機材(2/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
計測器等	その他	エアモニタリング設備	3号格納容器内高レンジ エアモニタ	4台	3号原子炉格納容器	定検毎
			3号使用済燃料ピット エアモニタ	1台	3号原子炉周辺建屋	定検毎
			3号使用済燃料ピット 排気ガスモニタ	1台	3号原子炉補助建屋	定検毎
			4号格納容器内高レンジ エアモニタ	4台	4号原子炉格納容器	定検毎
			4号使用済燃料ピット エアモニタ	1台	4号原子炉周辺建屋	定検毎
			4号使用済燃料ピット 排気ガスモニタ	1台	4号原子炉周辺建屋	定検毎
	モニタリングカー	モニタリングカー	2台	駐車場	年1回	
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ化カリウム丸	1,710錠	健康管理室	年1回
	担架		担架	1台		
	除染用具		除染キット	1式		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		ワゴン車	1台	3、4号車庫	年1回
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備	1式	構内	年1回

第1.19-9表 その他の原子力防災資機材(1/3)

()は予備機を示す

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
緊急時対応に 必要な資機材	水中ポンプ	4台(2)	第1保管エリア	6か月1回	年1回
	ディーゼルエンジン発電機	2台(1)	第1保管エリア	6か月1回	年1回
事故収束活動に 必要な資機材	可搬型ディーゼル注入ポンプ	4台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	移動式大容量ポンプ車	3台(1)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	放水砲	2台	第3保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	—
	中間受槽	4回(1)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	—
	取水用水中ポンプ	12台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	水中ポンプ用発電機	8台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	復水タンク(ピット)補給用水中ポンプ	8台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	使用済燃料ピット補給用水中ポンプ	4台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	使用済燃料ピットスプレイヘッダ	4基(1)	第3保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	3か月1回 (任意の1台)
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	4個(2)	3号原子炉補助建屋 3、4号原子炉周辺建屋	月1回	3か月1回
	窒素ポンペ(加圧器逃がし弁用)	8個(4)	3、4号原子炉周辺建屋	6か月1回	3か月1回
	窒素ポンペ (原子炉補機冷却水サージタンク用)	12個(2)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	6か月1回	3か月1回
	窒素ポンペ(事故時試料採取設備弁用)	3個(3)	3号原子炉補助建屋 3、4号原子炉周辺建屋	6か月1回	3か月1回
	窒素ポンペ (アニュラス空気浄化ファン弁用)	2個(2)	3、4号原子炉周辺建屋	6か月1回	3か月1回
	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却 ポンプ	1個(2)	3号原子炉補助建屋	6か月1回	定検毎
	発電機車(高圧発電機車又は中容量発電 機車)	4台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	直流電源用発電機	4台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	年1回
	可搬型直流変換器	4個(2)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	6か月1回	3か月1回
	タンクローリ	1台(2)	第3保管エリア 第4保管エリア 第5保管エリア	6か月1回	3か月1回
	代替緊急時対策所用発電機	1台(2)	第2保管エリア 第4保管エリア	月1回	3か月1回
代替緊急時対策所空気浄化ファン	1台(2)	第2保管エリア 第4保管エリア	月1回	3か月1回	

第1.19-9表 その他の原子力防災資機材(2/3)

()は予備機を示す

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度		
				存否・外観	機能	
計測機器等	代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台(2)	第2保管エリア 第4保管エリア	月1回	年1回	
	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)	400本(100)	第2保管エリア	月1回	3か月1回	
	化学消防自動車	1台	自衛消防建屋	月1回	6か月1回	
	小型動力ポンプ付水槽車	1台	自衛消防建屋	月1回	6か月1回	
	ホイールローダ	1台(1)	第3保管エリア 第4保管エリア	6か月1回	—	
	可搬型モニタリングポスト	3台(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	可搬型エリアモニタ	8個(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	可搬型放射線計測器	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回
		GM汚染サーベイメータ	2台(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回
		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回
		電離箱サーベイメータ	2台(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回
	中央制御室 酸素濃度計	1台(2)	3号原子炉補助建屋	月1回	3か月1回	
	中央制御室 二酸化炭素濃度計	1台(2)	3号原子炉補助建屋	月1回	3か月1回	
	代替緊急時対策所 酸素濃度計	1台(2)	代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	代替緊急時対策所 二酸化炭素濃度計	1台(2)	代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	代替緊急時対策所エリアモニタ	1個(1)	代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	可搬型気象観測装置	1式(1)	第2保管エリア(待機所) 第4保管エリア	月1回	年1回	
	可搬型格納容器水素濃度計測装置	1個(2)	3号原子炉補助建屋	月1回	定検毎	
	使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム除く)	6個	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	月1回	定検毎	
	使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム	2個(2)	第3保管エリア 第4保管エリア	月1回	定検毎	
	使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)	2個(2)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	月1回	定検毎	
	使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)	2個(1)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	月1回	定検毎	
	使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)	2個(1)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋	月1回	定検毎	
	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)	2個(2)	3号原子炉補助建屋 4号原子炉周辺建屋 代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	可搬型温度計測装置(データロガー)(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	8台(4)	3、4号原子炉補助建屋 代替緊急時対策所	月1回	年1回	
	可搬型温度計測装置(データコレクタ)(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	2台(2)	3、4号原子炉補助建屋 代替緊急時対策所	月1回	年1回	

第1.19-9表 その他の原子力防災資機材(3/3)

()は予備機を示す

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
計測機器等	可搬型計測器 (温度、圧力、水位及び流量計測用)	18個(9)	3、4号原子炉補助建屋 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	可搬型計測器 (圧力、水位及び流量計測用)	64個(32)	3、4号原子炉補助建屋 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	値賀崎モニタ	1式	値賀崎灯台付近	月1回	年1回
	1、2号放水口モニタ	1式	1、2号放水口付近	月1回	年1回
	3号放水口モニタ	1式	3号放水ピット付近	月1回	年1回
	4号放水口モニタ	1式	4号放水ピット付近	月1回	年1回

第1.19-10表 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25, 000)※ ② 発電所周辺地域地図(1/50, 000)※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図(各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書(各ユニット)※
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※
9. プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(各ユニット)
10. プラント主要設備概要(各ユニット)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 原子力事業者防災業務計画※
13. 運転基準緊急処置編
14. 廃止措置計画認可申請書(1号機)※

- 備考1. 1.19.1.9(1)及び(2)で定めるオフサイトセンター、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県及び糸島市の災害対策本部等に備え付けるために提出する資料は、本表1～12の資料とする。
2. □:原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料
3. ※:原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

第1.19-11表 原子力事業所災害対策支援拠点(1/3)
(原子力事業所災害対策支援拠点の候補地)

1. 旧唐津発電所用地

項目	仕様
所在地	佐賀県唐津市二夕子三丁目213番
広さ	面積 約225,000m ²
発電所からの方位、距離	南東 約12km
非常用電源	可搬型発電機

2. 伊万里変電所横用地

項目	仕様
所在地	佐賀県伊万里市大坪町字柳町丙2161番2
広さ	面積 約1,200m ²
発電所からの方位、距離	南 約27km
非常用電源	可搬型発電機

3. 佐世保配電技術訓練場

項目	仕様
所在地	長崎県佐世保市光町17-1
広さ	面積 約11,400m ²
発電所からの方位、距離	南西 約39km
非常用電源	可搬型発電機

4. 社員研修所

項目	仕様
所在地	福岡県福岡市城南区松山一丁目3-1
広さ	面積 約46,600m ²
発電所からの方位、距離	東 約49km
非常用電源	可搬型発電機

第1.19-11表 原子力事業所災害対策支援拠点(2/3)
(必要な資機材等保管場所、輸送手段等)

1. 資機材、通信機器保管場所:福岡資材センター

項 目	仕 様
所在地	福岡県福岡市東区名島二丁目29番1号
発電所までの距離	約50km
備考	敷地内の倉庫を利用

2. 輸送手段

手 段	輸送方法
陸 路	トラックに積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し、輸送する。 (委託契約) 但し、陸送が困難な場合は、ヘリ輸送にて対応する。

3. その他

- (1) 消耗品類(食料、飲料水、毛布等)は、社内の備蓄品から供給する。
なお、輸送手段については、陸路を基本とした上記輸送手段に準ずる。
- (2) 非常用電源等に係る燃料については、初期対応に必要な数量確保に加え、調達先と災害時優先調達契約を締結している。

第1.19-11表 原子力事業所災害対策支援拠点(3/3)
(必要な資機材、通信機器の数量等)

分類	資機材	数量	点検頻度	
			存否・外観	機能
出入管理	人退域管理装置	1式	月1回	年1回
	放射線防護教育資料	100部	月1回	—
放管資機材	移動式WBC(車載型)	1台	月1回	年1回
	GM汚染サーベイメータ	24台	月1回	年1回
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	月1回	年1回
	電離箱サーベイメータ	2台	月1回	年1回
	個人線量計(ポケット線量計)	540個	月1回	年1回
	汚染防護服(ゴム手袋)	8,400双	月1回	—
	汚染防護服 (上下下着、帽子、綿手袋、靴下、オーバーシューズ、タイベック、アノラック)	各4,200 組、個、双、足、着	月1回	—
	全面マスク	900個	月1回	年1回
	チャコールフィルター	8,400個	月1回	—
除染用資機材	除染用テント、車除染用洗浄機	2式	月1回	—
	廃液タンク	12m ³	月1回	—
設営用資機材	災害用テント	10式	月1回	—
非常用電源	可搬型発電機	2台	月1回	年1回
燃料	軽油	200ℓ	月1回	—
その他	ヨウ素剤(ヨウ化カリウム丸)	7,560錠	月1回	—

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	衛星携帯電話	4台	社内・社外	月1回	年1回
	無線機	4台	社内	月1回	年1回
	ファクシミリ	2台	社内・社外	月1回	年1回
	可搬型衛星通信装置	2台	社内・社外	月1回	年1回

第1.19-12表 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所の原子力防災要員、本店の原子力防災要員等	年1回	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、緊急時体制を発令し、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集し、活動を行う。
AM訓練	原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び発電所の原子力防災要員	年1回	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、発電所の原子力防災要員等による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員	年1回	全交流動力電源喪失を想定し、発電所の原子力防災要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所及び本店の原子力防災要員	年1回	緊急事態支援組織との連携について原子力防災要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者、本店通報連絡責任者等	年1回	社内及び社外関係機関への連絡に関する訓練を行う。
原子力災害医療訓練	発電所原子力防災組織の総務班、安全管理班等	年1回	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去、応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所原子力防災組織の安全管理班	年1回	空間線量当量率測定用サーベイメータ、汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時モニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所原子力防災組織の総務班等	年1回	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

第1.19-13表 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名称	美浜原子力緊急事態支援センター
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要員数	21名(所長、支援組織要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育、訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)	<p>10 条通報 支援要請</p> <p>発災事業者※</p> <p>⇄</p> <p>(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者</p> <p>⇨</p> <p>支援組織 要員</p> <p>⇦</p> <p>状況報告</p> <p>出動 指示</p> <p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。

発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ▪ 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。
-------------	---

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所		
遠隔操作 資機材	小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟		
	中型ロボット(障害物撤去用)	2台			
	無線重機(屋外のがれき等の撤去用)	3台			
	無線ヘリコプター(高所からの偵察)	2台			
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1式		資機材 保管庫・車庫棟	
	放射線管理、除染用資機材	1式			
	作業用資機材	1式			
	一般資機材	1式			
搬送用 車両	ワゴン車(要員・軽資機材搬送)	2台			資機材 保管庫・車庫棟
	大型トラック(重機搬送)	2台			
	中型トラック(ロボット搬送等)	8台			

第1.19-14表 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)データ項目(1/3)

玄海原子力発電所 3号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
1	A 排気筒ガスモニタ	cpm	41	全制御棒全挿入	挿入/引抜
2	排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	cpm	42	加圧器水位 (1)	%
3	排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	cpm	43	加圧器水位 (2)	%
4	B 排気筒ガスモニタ	cpm	44	加圧器水位 (3)	%
5	玄海観測所 B EL.+70m 風向	(DEG)	45	加圧器水位 (4)	%
6	玄海観測所 B EL.+70m 平均風速	m/秒	46	格納容器圧力 (1)	kPa
7	大気安定度	—	47	格納容器圧力 (2)	kPa
8	PS-1 空気吸収線量率 (通常レンジ)	nGy/h	48	格納容器圧力 (3)	kPa
9	PC-1 空気吸収線量率 (通常レンジ)	nGy/h	49	格納容器圧力 (4)	kPa
10	PC-2 空気吸収線量率 (通常レンジ)	nGy/h	50	AM 用格納容器圧力	MPa
11	PS-1 空気吸収線量率 (高レンジ)	nGy/h	51	格納容器隔離動作 A	発生/復帰
12	PC-1 空気吸収線量率 (高レンジ)	nGy/h	52	A 格納容器スプレイ流量	m ³ /h
13	PC-2 空気吸収線量率 (高レンジ)	nGy/h	53	B 格納容器スプレイ流量	m ³ /h
14	B ループ1 次冷却材圧力 (3)	MPa	54	A 格納容器スプレイポンプ	運転/停止
15	C ループ1 次冷却材圧力 (4)	MPa	55	B 格納容器スプレイポンプ	運転/停止
16	加圧器圧力 (1)	MPa	56	B 格納容器スプレイ流量 (AM)	m ³ /h
17	加圧器圧力 (2)	MPa	57	B 格納容器スプレイ流量積算流量 (AM)	m ³
18	加圧器圧力 (3)	MPa	58	AM 用消火水流量	m ³ /h
19	加圧器圧力 (4)	MPa	59	AM 用消火水積算流量	m ³
20	A ループ1 次冷却材高温側温度 (広域)	℃	60	4-3C 母線受電電圧	kV
21	B ループ1 次冷却材高温側温度 (広域)	℃	61	4-3D 母線受電電圧	kV
22	C ループ1 次冷却材高温側温度 (広域)	℃	62	4-3 AEG 遮断器	入/切
23	D ループ1 次冷却材高温側温度 (広域)	℃	63	4-3 BEG 遮断器	入/切
24	A ループ1 次冷却材低温側温度 (広域)	℃	64	原子炉炉心出口温度 (最高)	℃
25	B ループ1 次冷却材低温側温度 (広域)	℃	65	原子炉炉心出口温度 (平均)	℃
26	C ループ1 次冷却材低温側温度 (広域)	℃	66	炉心温度 (N08)	℃
27	D ループ1 次冷却材低温側温度 (広域)	℃	67	炉心温度 (L06)	℃
28	A 高圧注入ポンプ流量	m ³ /h	68	炉心温度 (G04)	℃
29	B 高圧注入ポンプ流量	m ³ /h	69	炉心温度 (J08)	℃
30	A 余熱除去流量	m ³ /h	70	炉心温度 (C10)	℃
31	B 余熱除去流量	m ³ /h	71	炉心温度 (L12)	℃
32	A 高圧注入ポンプ	運転/停止	72	炉心温度 (E08)	℃
33	B 高圧注入ポンプ	運転/停止	73	炉心温度 (G10)	℃
34	A 余熱除去ポンプ	運転/停止	74	1 次冷却材サブクール度 (ループ)	℃
35	B 余熱除去ポンプ	運転/停止	75	1 次冷却材サブクール度 (T/C)	℃
36	A 余熱除去ポンプ出口圧力	MPa	76	3 号格納容器水素濃度	vol%
37	B 余熱除去ポンプ出口圧力	MPa	77	4 号格納容器水素濃度	vol%
38	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	78	アニュラス水素濃度 (A2391)	vol%
39	中間領域中性子束 (CH1)	A	79	アニュラス水素濃度 (A2392)	vol%
40	中間領域中性子束 (CH2)	A	80	A 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	mSv/h

第1.19-14表 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)データ項目(2/3)

玄海原子力発電所 3号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
81	B 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	mSv/h	121	D ループ主給水流量 (F491)	t/h
82	A 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	μSv/h	122	D ループ主給水流量 (F492)	t/h
83	B 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	μSv/h	123	A ループ主蒸気ライン圧力 (1)	MPa
84	格納容器内温度	℃	124	B ループ主蒸気ライン圧力 (1)	MPa
85	格納容器内温度 (SA)	℃	125	C ループ主蒸気ライン圧力 (1)	MPa
86	A 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	%	126	D ループ主蒸気ライン圧力 (1)	MPa
87	B 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	%	127	A ループ主蒸気ライン圧力 (2)	MPa
88	A 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	%	128	A ループ主蒸気ライン圧力 (3)	MPa
89	B 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	%	129	A ループ主蒸気ライン圧力 (4)	MPa
90	燃料取替用水タンク水位 (1)	%	130	B ループ主蒸気ライン圧力 (2)	MPa
91	燃料取替用水タンク水位 (2)	%	131	B ループ主蒸気ライン圧力 (3)	MPa
92	充てん水流量	m ³ /h	132	B ループ主蒸気ライン圧力 (4)	MPa
93	復水器排気ガスモニタ	cpm	133	C ループ主蒸気ライン圧力 (2)	MPa
94	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm	134	C ループ主蒸気ライン圧力 (3)	MPa
95	A 蒸気発生器広域水位	%	135	C ループ主蒸気ライン圧力 (4)	MPa
96	B 蒸気発生器広域水位	%	136	D ループ主蒸気ライン圧力 (2)	MPa
97	C 蒸気発生器広域水位	%	137	D ループ主蒸気ライン圧力 (3)	MPa
98	D 蒸気発生器広域水位	%	138	D ループ主蒸気ライン圧力 (4)	MPa
99	A 蒸気発生器狭域水位 (3)	%	139	安全注入動作	発生/復帰
100	A 蒸気発生器狭域水位 (4)	%	140	原子炉容器水位	%
101	B 蒸気発生器狭域水位 (3)	%	141	出力領域中性子束 [I]	%
102	B 蒸気発生器狭域水位 (4)	%	142	出力領域中性子束 [II]	%
103	C 蒸気発生器狭域水位 (3)	%	143	出力領域中性子束 [III]	%
104	C 蒸気発生器狭域水位 (4)	%	144	出力領域中性子束 [IV]	%
105	D 蒸気発生器狭域水位 (3)	%	145	中性子源領域中性子束 [I]	cps
106	D 蒸気発生器狭域水位 (4)	%	146	中性子源領域中性子束 [II]	cps
107	A 補助給水流量	m ³ /h	147	格納容器ガスモニタ	cpm
108	B 補助給水流量	m ³ /h	148	放水口モニタ	cpm
109	C 補助給水流量	m ³ /h	149	A ほう酸タンク水位	%
110	D 補助給水流量	m ³ /h	150	B ほう酸タンク水位	%
111	A ループ主給水流量 (F460)	t/h	151	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (1)	%
112	B ループ主給水流量 (F470)	t/h	152	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (2)	%
113	C ループ主給水流量 (F480)	t/h	153	復水タンク水位 (1)	%
114	D ループ主給水流量 (F490)	t/h	154	復水タンク水位 (2)	%
115	A ループ主給水流量 (F461)	t/h	155	原子炉格納容器水位	発生/復帰
116	A ループ主給水流量 (F462)	t/h	156	原子炉下部キャビティ水位	発生/復帰
117	B ループ主給水流量 (F471)	t/h	157	A 使用済燃料ピット水位	EL.m
118	B ループ主給水流量 (F472)	t/h	158	B 使用済燃料ピット水位	EL.m
119	C ループ主給水流量 (F481)	t/h	159	A 使用済燃料ピット水位 (SA)	EL.m
120	C ループ主給水流量 (F482)	t/h	160	B 使用済燃料ピット水位 (SA)	EL.m

第1.19-15表 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	派遣要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1名	設備関係資料 (必要な資料のみ)	1部	
	原子力防災要員 (原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者)	5名	業務車	1台	
緊急時モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災要員 (原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者)	2名	サーベイメータ	10台	
			ダストサンプラ	10台	
			蛍光ガラス線量計	100個	
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	本店、支社等の中から社長が指名する者	1名	—	—	

第1.19-16表 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	派遣要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備 考
	広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1名	—	
原子力防災要員 〔原子力防災組織の中 から原子力防災管理 者が指名する者〕		2名			
緊急時モニタリング、汚染検査、 汚染除去に関する事項	原子力防災要員 〔原子力防災組織の中 から原子力防災管理 者が指名する者〕	2名	サーベイメータ	10台	
			ダストサンプラ	10台	
			蛍光ガラス線量計	100個	
			ガラスバッジ等	50個	

第 1.19-17 表 緊急時対策所

代替緊急時対策所

項 目	仕 様
広さ	・緊急時対策所エリア 約 170m ² ・チェン징エリア 約 10m ²
耐地震・津波	・基準地震動による地震力に対し機能維持 ・発電所構内の高台(EL.約 21m)に設置
耐放射線	・遮蔽壁 ・換気設備
非常用電源	・代替緊急時対策所用発電機(100kVA×2 台、予備 1 台) ・無停電電源装置
燃料	・燃料タンク 200ℓ(重油又は軽油) ・燃料油貯蔵タンク 178kℓ(重油) ・補給手段:タンクローリ等

非常用通信機器及びテレビ会議システム

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	保安電話	20 台	社内	月 1 回	3 か月 1 回
	保安電話 FAX	1 台	社内		
	衛星電話 (固定型)	1 台	社内		
	衛星電話 (可搬型)	1 台	社内		
	加入電話	5 台	社内・社外		
	加入電話 FAX	1 台	社内・社外		
	衛星携帯電話 (固定型)	5 台	社内・社外	月 1 回	月 1 回
	衛星携帯電話 (携帯型)	20 台	社内・社外	月 1 回	3 か月 1 回
	無線通話装置 (固定型)	4 台	社内		月 1 回
無線通話装置 (携帯型)	19 台	社内	3 か月 1 回		
テレビ会議 システム	テレビ会議システ ム(社内)	1 台	社内		

第 1.19-18 表 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等

1. 代替緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	IP 電話(地上系)	4 台	代替 緊急時対策所	月 1 回	年 1 回
	IP-FAX(地上系)	2 台			
	IP 電話(衛星系)	2 台			
	IP-FAX(衛星系)	1 台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上・衛星系切替)	1 台	代替 緊急時対策所	月 1 回	年 1 回

2. 特別会議室

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	IP 電話(地上系)	1 台	特別会議室	月 1 回	年 1 回
	IP-FAX(地上系)	1 台			
	IP 電話(衛星系)	2 台			
	IP-FAX(衛星系)	1 台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上・衛星系切替)	1 台	特別会議室	月 1 回	年 1 回

3. 原子力施設事態即応センター

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	IP 電話(地上系)	6 台	原子力施設事態 即応センター	月 1 回	年 1 回
	IP-FAX(地上系)	3 台			
	IP 電話(衛星系)	2 台			
	IP-FAX(衛星系)	1 台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上・衛星系切替)	2 台	原子力施設事態 即応センター	月 1 回	年 1 回

4. 発電所・本店

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
SPDS	発電所 SPDS ^{※1}	1 式	発電所	月 1 回	定検毎
	本店 SPDS ^{※2}	1 式	本店	月 1 回	年 1 回

※1:発電所 SPDS については、地上系と衛星系ともに統合原子力防災ネットワークへ接続。

※2:本店 SPDS については、地上系のみ統合原子力防災ネットワークへ接続。

第 1.19-19 表 原子力施設事態即応センター

原子力施設事態即応センター

項目	仕様
所在地	・福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号(本店建屋)
発電所からの距離	・約 50km
広さ	・約 220m ²
建物の耐震性能等	・現建築基準法に定められている新耐震基準と同程度の耐震性を保有 ・資料等の転倒・飛び出し防止措置
非常用電源	・ガスタービン発電機(1,250kVA)
燃料	・燃料タンク(容量:7,000ℓ) ・調達先と災害時優先調達契約を締結
その他	・消耗品類(食料、飲料水等)は、本店建屋近傍の備蓄庫に保管

非常用通信機器及びテレビ会議システム

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	社内電話	5台	社内・社外	月1回	年1回
	ファクシミリ	1台	社内・社外		
	衛星携帯電話	1台	社内・社外		
	無線機	5台	社内		
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	1台	社内		

第 1.19-20 表 原子力防災組織業務の一部を委託するもの(1/2)

防災業務計画等命令第 2 条第 4 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	西日本プラント工業株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目 10 番 1 号
業務の範囲及び実施方法	<p>保修班の業務のうち以下の業務を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬、ケーブル運搬、布設結線作業等 ・電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・資機材運搬、可搬ポンプ・発電機設置等 ・水中ポンプ及び水源確保機材を使用した水源確保作業 ・上記の業務に付帯する作業

法人の名称	株式会社にしけい
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 10 号
業務の範囲及び実施方法	<p>保修班又は総務班の業務のうち以下の業務を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防自動車等を使用した消火活動 ・電源車、電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・大規模損壊が発生した場合における原子炉施設保全活動 ・上記の業務に付帯する作業

法人の名称	九電産業株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
業務の範囲及び実施方法	<p>保修班又は総務班の業務のうち以下の業務を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防自動車等を使用した消火活動 ・ホイールローダ等を使用したがれき等の除去活動 ・給水確保に必要なホース布設作業等 ・大規模損壊が発生した場合における原子炉施設保全活動 ・資機材等の輸送作業 ・上記の業務に付帯する業務 <p>本店支援班の業務のうち以下の業務を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材等の輸送

第 1.19-20 表 原子力防災組織業務の一部を委託するもの(2/2)

法人の名称	ニシム電子工業株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区美野島一丁目 2 番 1 号
業務の範囲及び実施方法	総括班又は保修班の業務のうち以下の業務を行う <ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の復旧作業 ・上記の業務に付帯する業務

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター(福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36)が以下の業務を行う <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

作業班 ^{※1}	主な業務 ^{※2}	要員数 ^{※3}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 本部の運営 本部指示の伝達 本店対資本部との連絡 情報の収集及び災害状況の把握 事故拡大防止の検討 各班の作業記録の集約 関係省庁、関係地方公共団体等への通報連絡 原子力災害合同対策協議会等における情報の交換等 	9名
運転支援班	<ul style="list-style-type: none"> 事故拡大防止の運転措置及び保安上の技術的支援 	8名
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握 放射能影響範囲の推定 原子力災害対応活動に従事する委員の被ばく管理及び除染作業 放射線防護具類の整備点検及び除染作業 	18名
保修班	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 事故復旧計画の策定 設備の整備、応急の復旧等 初期消火活動 	66名
運転班	<ul style="list-style-type: none"> 事故拡大防止に必要な運転上の措置 発電所施設の保安維持 中央給電指令所との連絡 初期消火活動 	18名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民対応及び広報 報道機関対応 関係地方公共団体等対応 諸情報の収集 見学者の避難誘導 	4名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 本部構成員の動員状況の把握 本部の設営及び庶務 資機材の整備、輸送及び調達 原子力災害医療に関する事項 救助活動 所内の警備 関係機関への通報連絡(警察・消防等) 消防署員の誘導(管理区域外) 初期消火活動 避難者の誘導 	9名
土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> 土木建築設備の応急措置計画の策定及びそれに基づく措置 	4名
原子力訓練センター班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導(原子力訓練センター見学者・研修生) 	2名

指令部
15名^{※3}
本部長:原子力防災管理者
(発電所長)
副本部長:副原子力防災管理者
本部付

当直
16名^{※3}

上記以外に、オフサイトセンター等への派遣:8名(副原子力防災管理者含む)^{※3}

※1:これら班の班員から、遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

※2:防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合については、第1.19-20表に示す。

※3:要員数は、原子力防災要員等のうち初期対応に必要な人数を示す。

(原子力防災管理者1名、副原子力防災管理者5名、原子力防災要員171名)

第1.19-1図 原子力防災組織及び業務分掌

班	主な業務※1	要員数※2
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関(報道機関を除く。)への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給(発電機車又は配電線布設) 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡(本店関係箇所を除く。) 	33名
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名
予備班	・本部長の指示する事項	—※3
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援(具体的な業務分掌等は第1.19-8図参照。)		
東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名

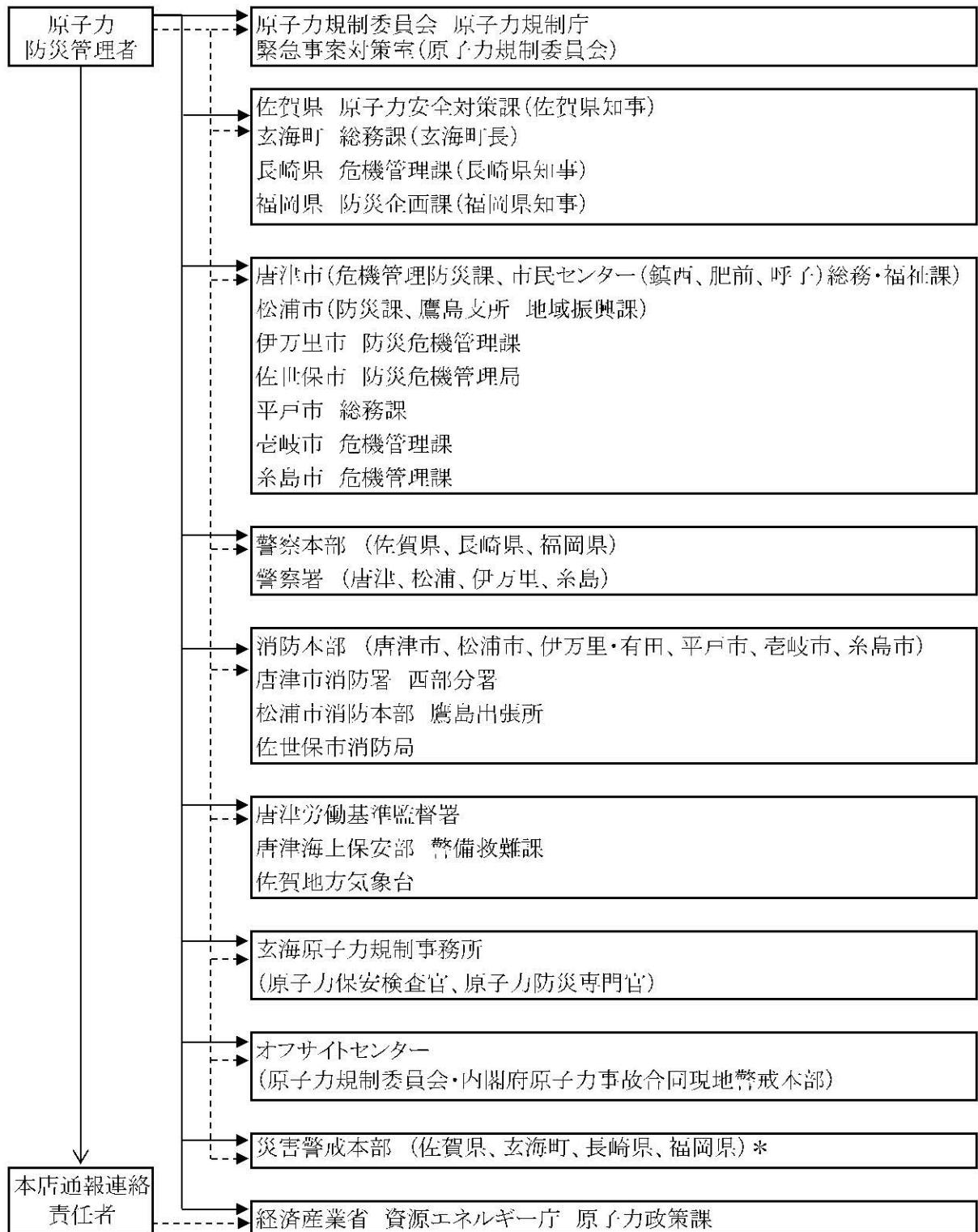
本部長: 社長
(統括管理)
副本部長: 原子力発電本部長

※1: 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の一部を委託する場合には第1.19-20表に示す。

※2: 対応が長期化する場合には、昼夜2交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

※3: 本部長が指名する要員とする。

第1.19-2図 本店原子力防災組織及び業務分掌

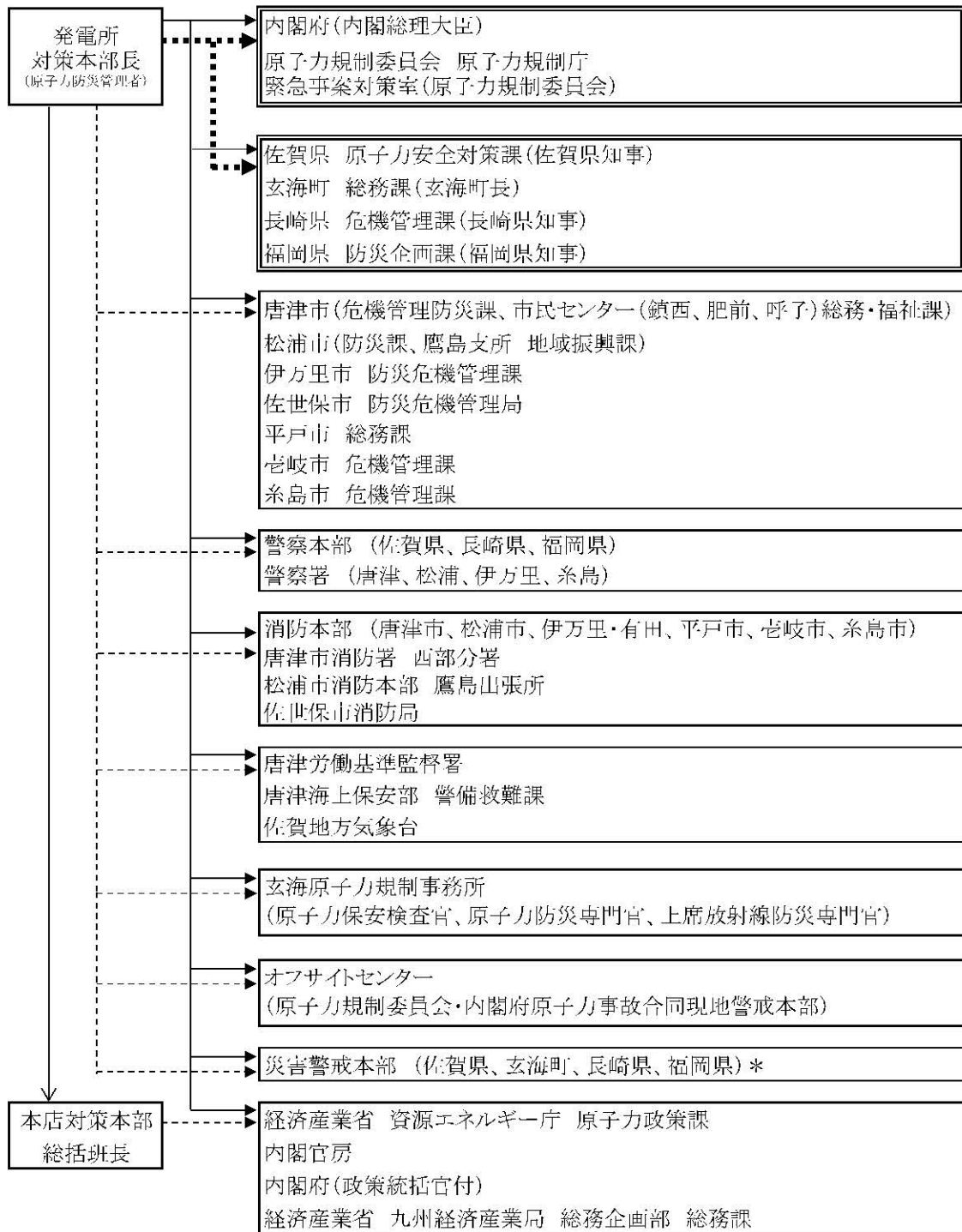


—→ :ファクシミリ装置等による連絡

- - - -> :電話による連絡

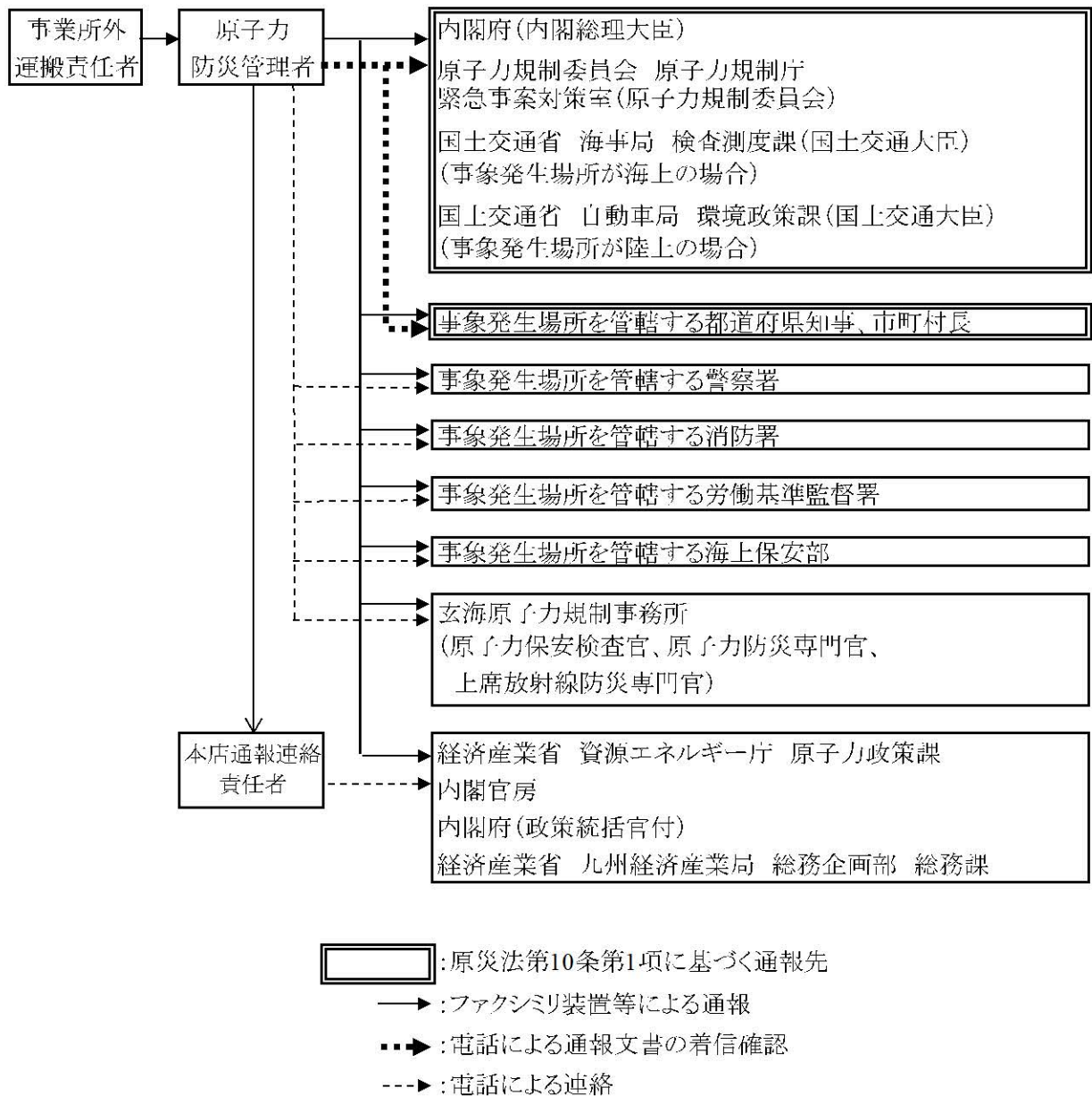
* :災害警戒本部等が設置されている場合に限る。

第1.19-3図 警戒事態に該当する事象の連絡先

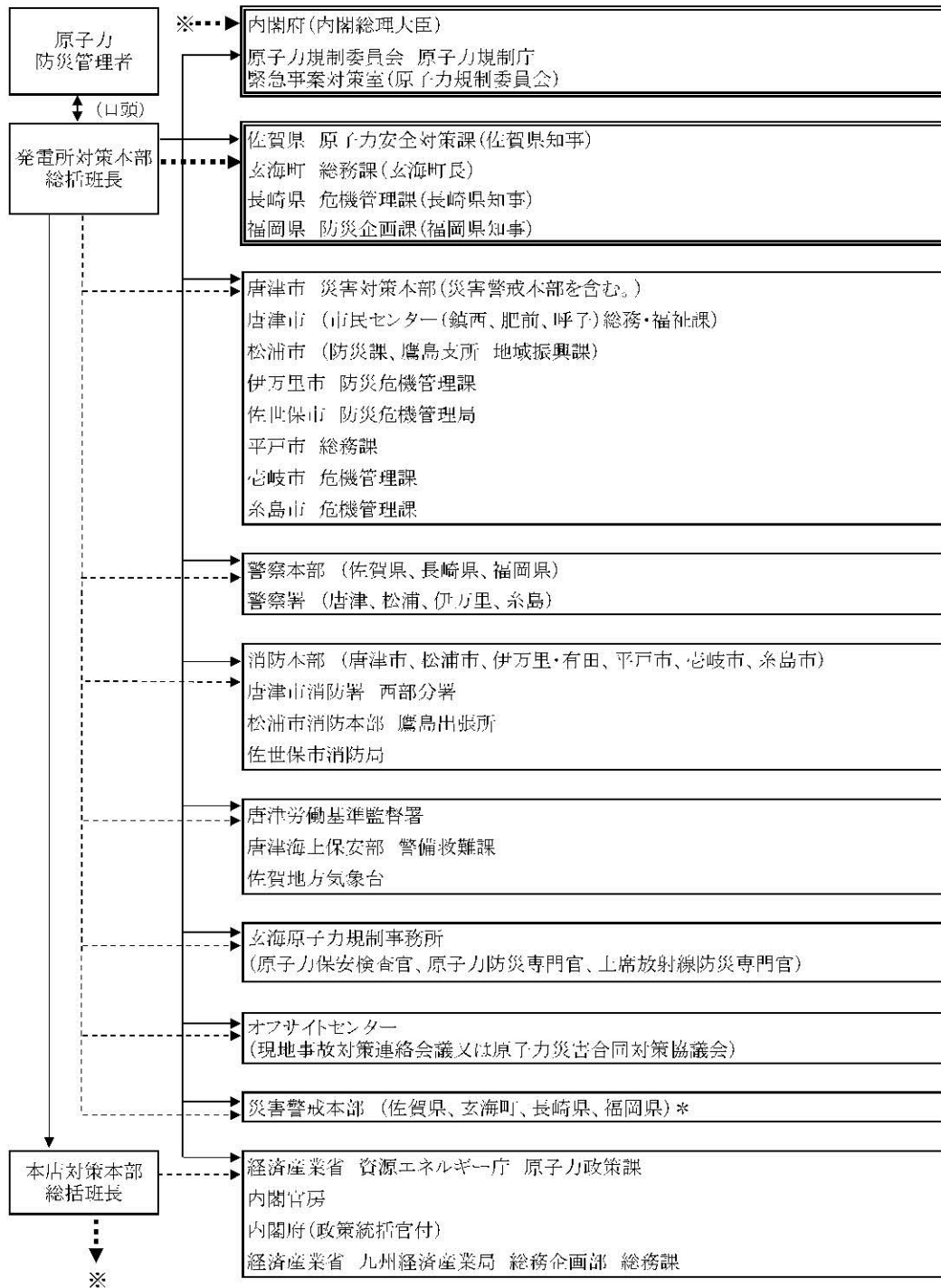


- :原災法第10条第1項に基づく通報先
- :ファクシミリ装置等による通報
- ⋯▶ :電話による通報文書の着信確認
- - -▶ :電話による連絡
- * :災害警戒本部等が設置されている場合に限る。

第1.19-4(1)図 原災法第10条第1項に基づく通報先
(発電所内での特定事象発生時の通報先)

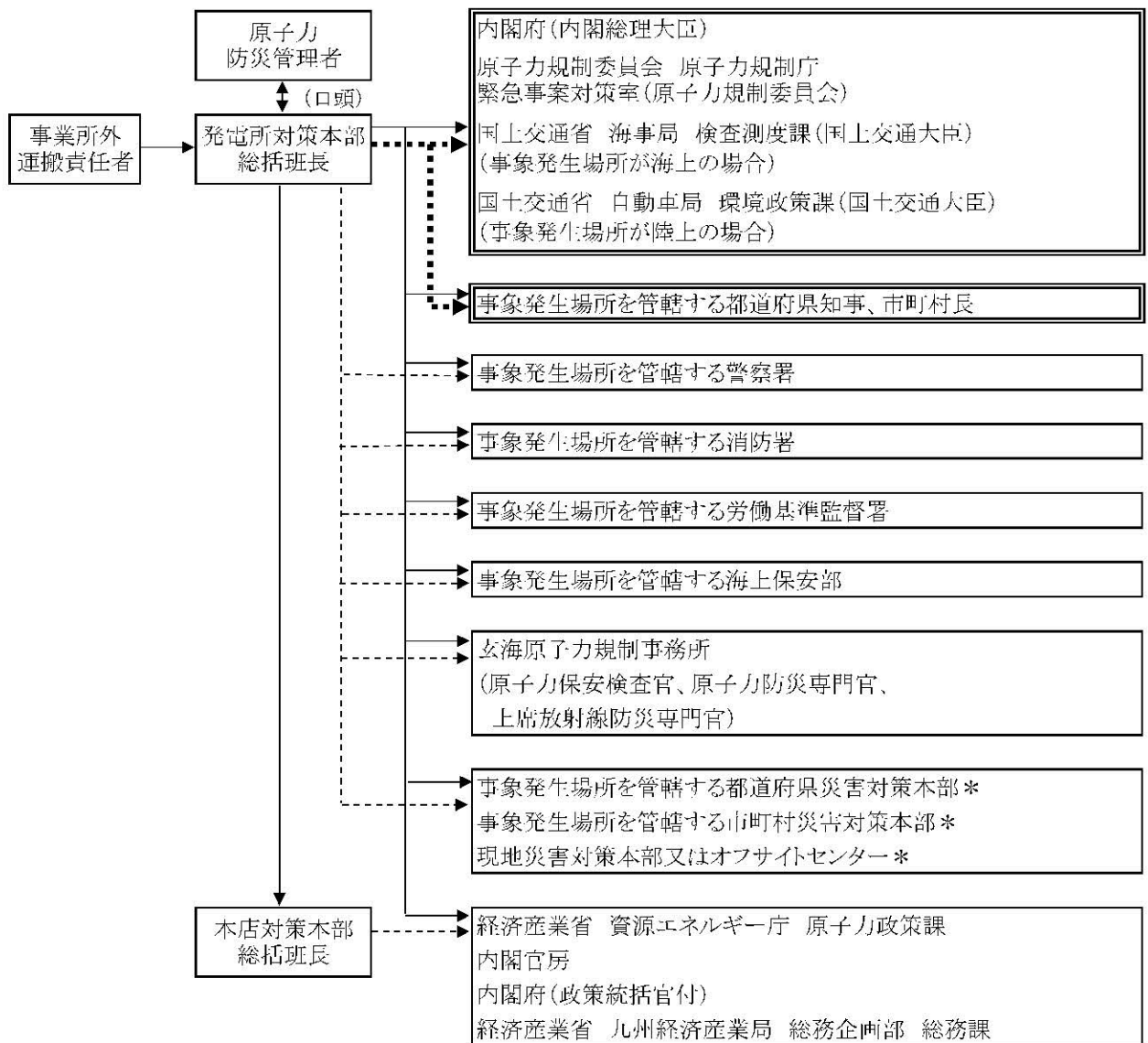


第1.19-4(2)図 原災法第10条第1項に基づく通報先
(事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)



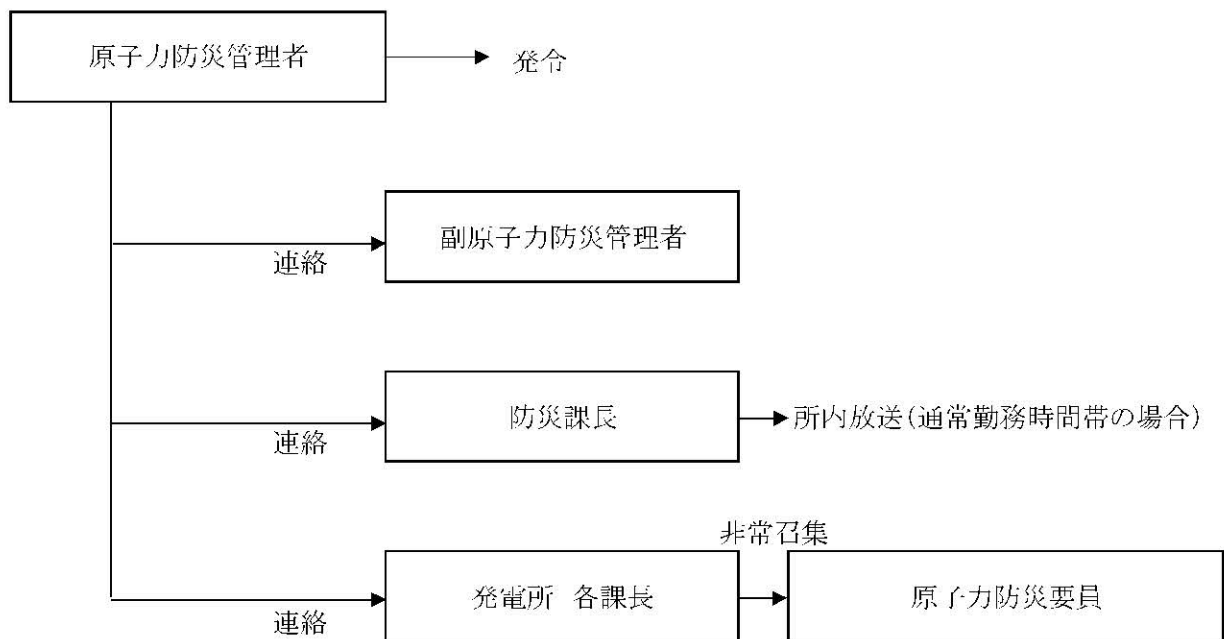
- ☐: 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先
- : ファクシミリ装置等による連絡
- : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。
- : 電話による連絡
- *: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

第1.19-5(1) 図 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)

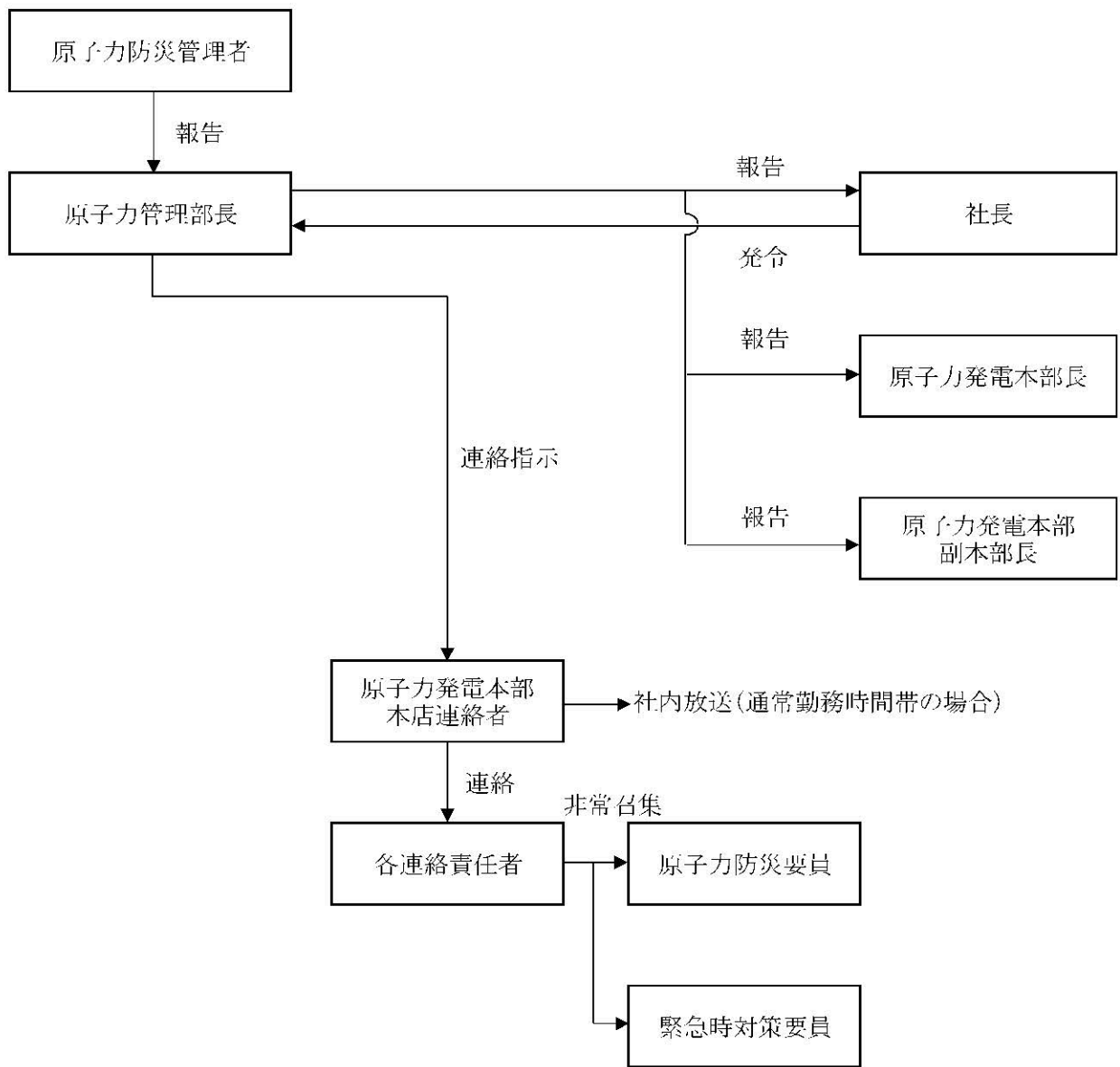


- 原災法第10条第1項に基づく通報先又は
 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
- ▶ :ファクシミリ装置等による連絡
- ▶ :原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。
 それ以外の場合は、電話による連絡とする。
- ▶ :電話による連絡
- * :災害対策本部等が設置されている場合に限る。

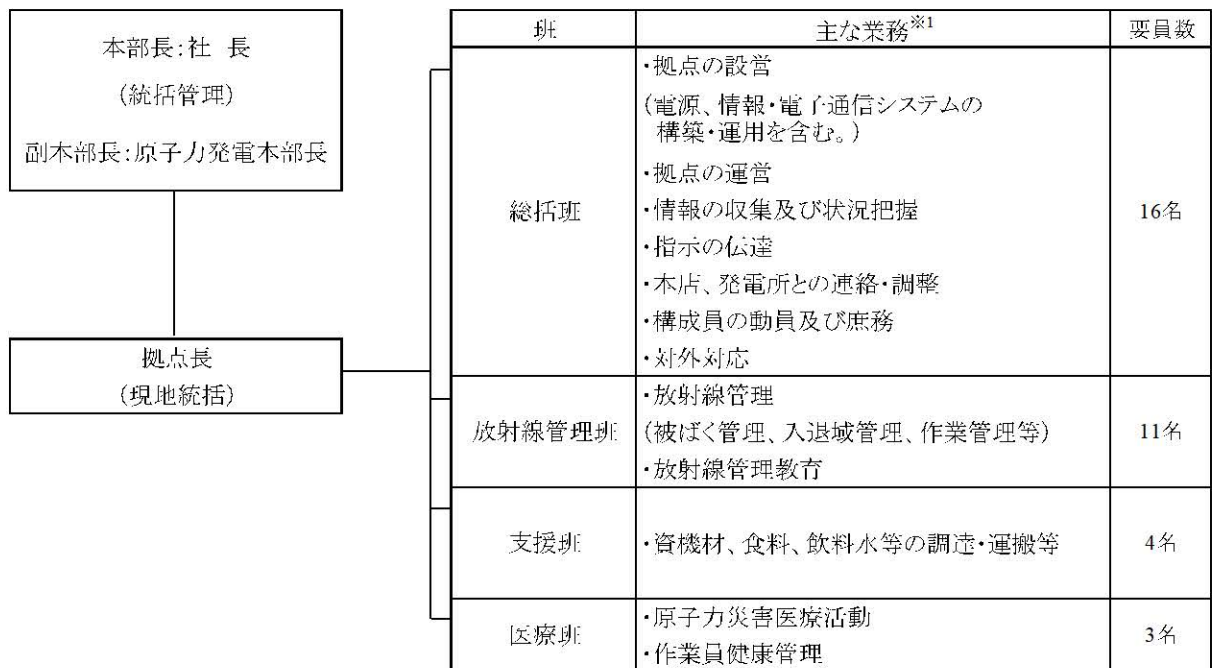
第1.19-5(2) 図 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先
 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)



第1.19-6図 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路



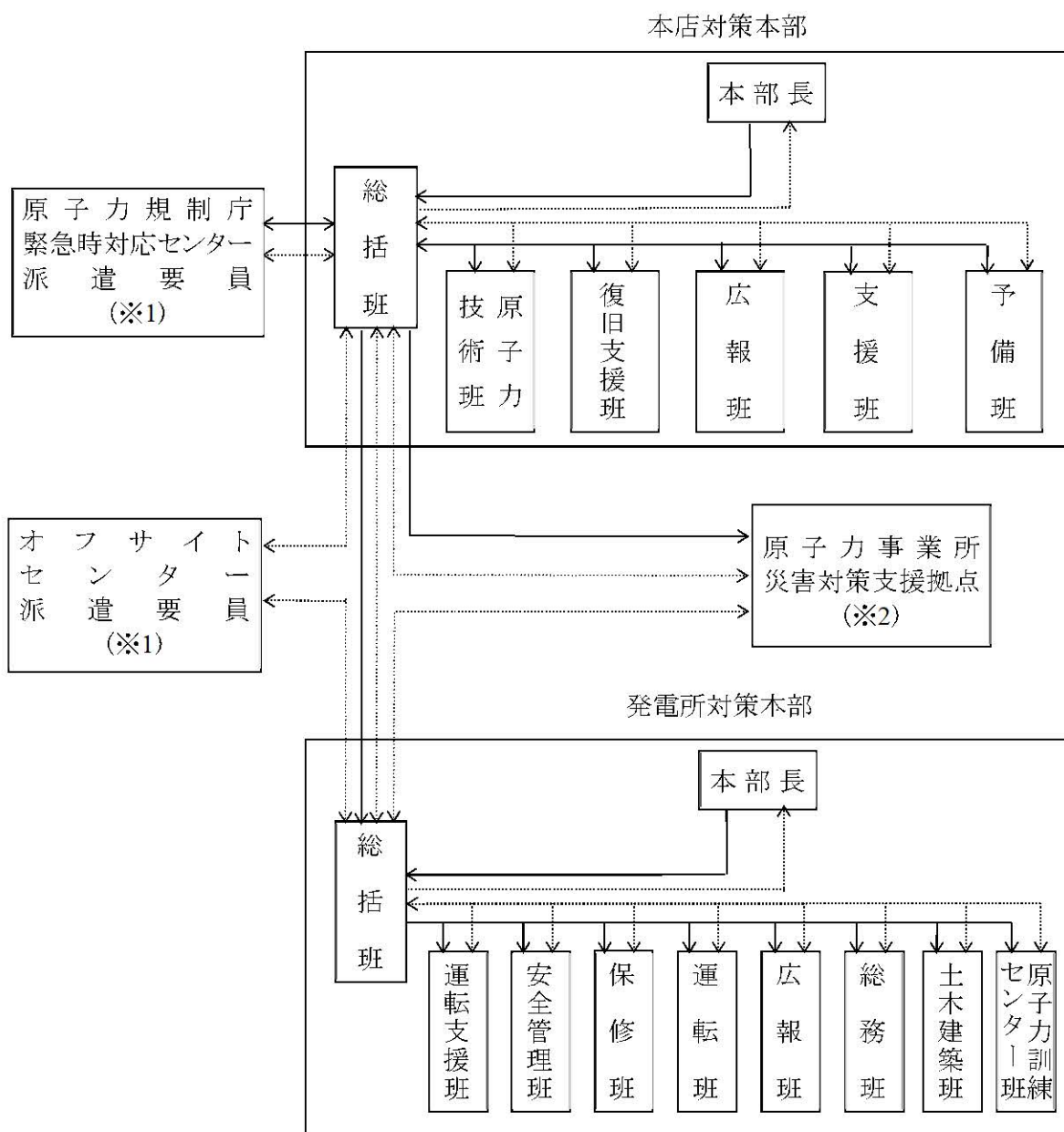
第1.19-7図 本店の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路



※1: 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、
 防災組織の一部を委託する場合には
 第1.19-20表に示す。

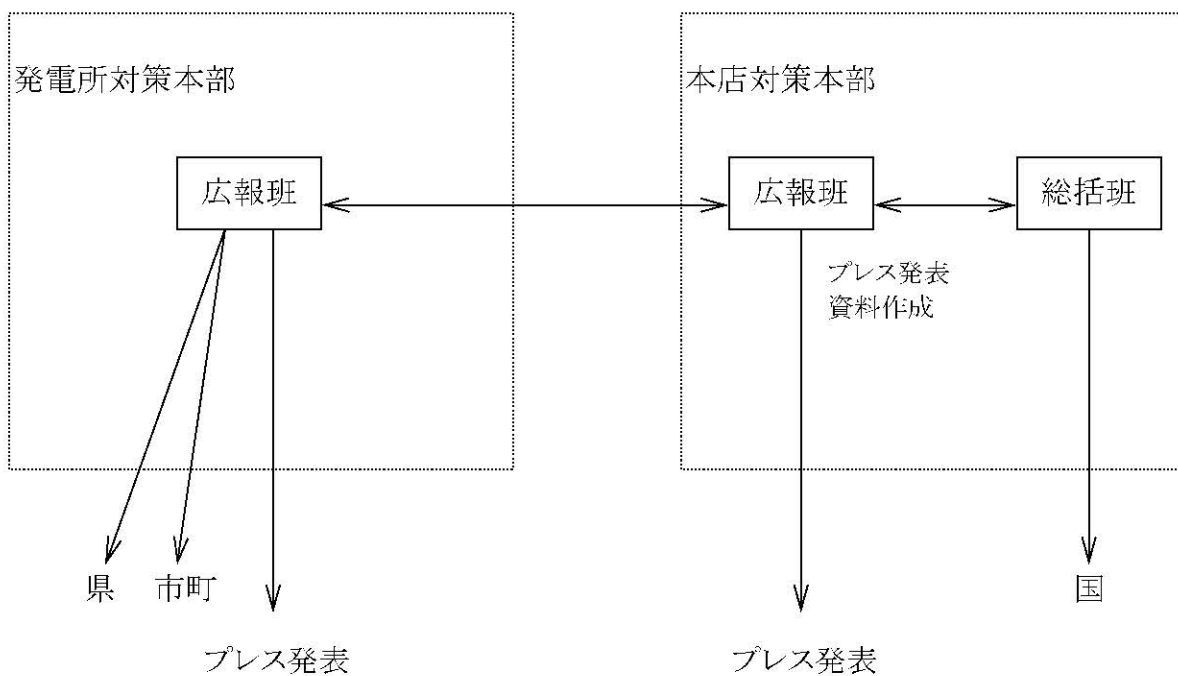
第1.19-8図 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌

—— 指示
 情報

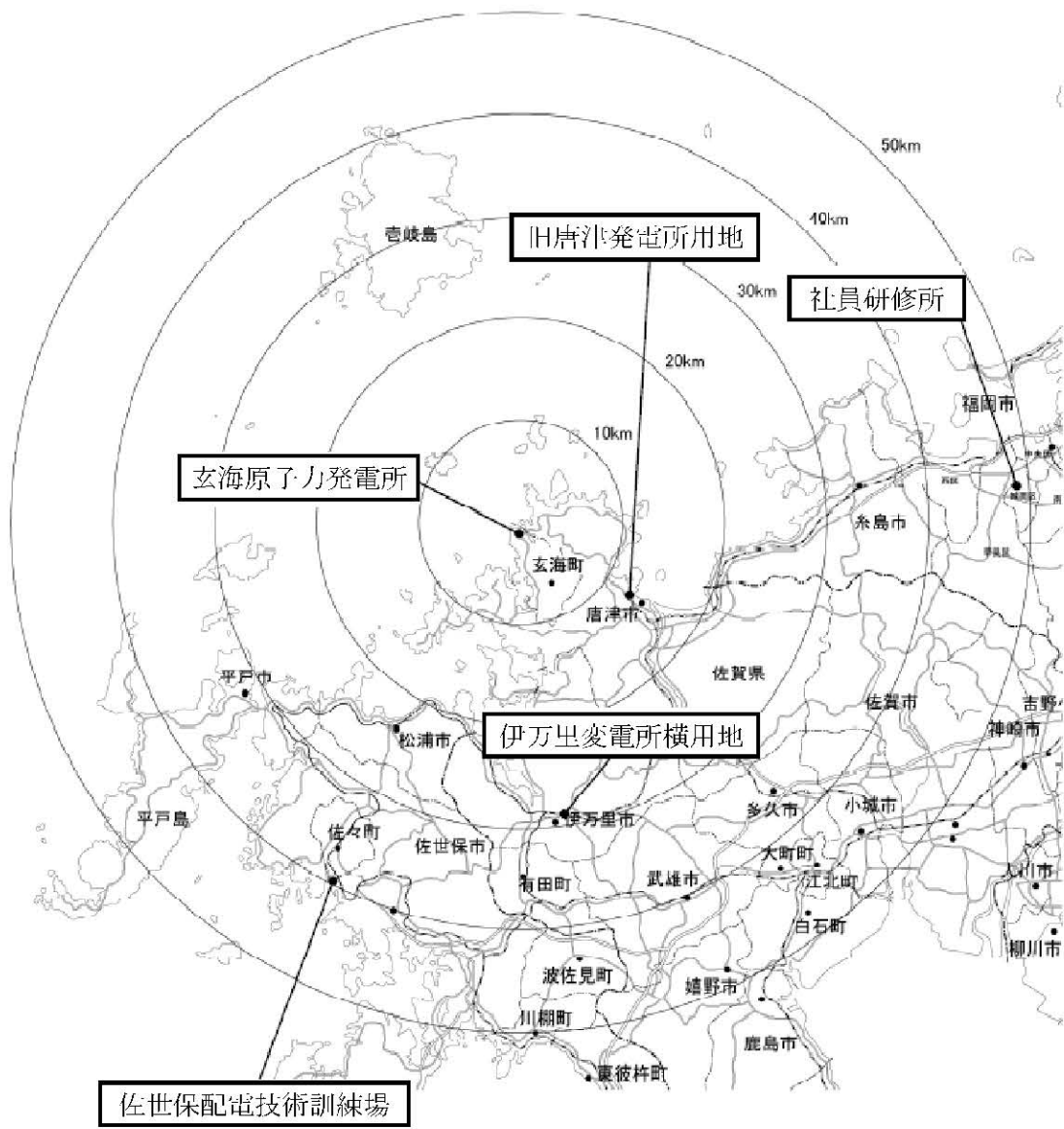


※1：副原子力防災管理者、原子力防災要員等を派遣している場合
 ※2：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

第1.19-9図 緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路



第 1.19-13 図 公表内容の伝達経路



第 1.19-14 図 玄海原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地